

令和2年度

事業報告書



National Institution For Youth Education

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

## 目 次

1. 理事長メッセージ .....	3
2. 法人の目的、業務内容	
(1) 法人の目的 .....	3
(2) 業務内容 .....	3
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） .....	4
4. 中期目標	
(1) 概要 .....	5
(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標 .....	5
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等 .....	5
6. 中期計画及び年度計画 .....	6
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	
(1) ガバナンスの状況 .....	16
(2) 役員等の状況 .....	16
(3) 職員の状況 .....	18
(4) 重要な施設等の整備等の状況 .....	18
(5) 純資産の状況 .....	19
(6) 財源の状況 .....	19
(7) 社会及び環境への配慮等の状況 .....	19
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	
(1) リスク管理の状況 .....	20
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況 .....	20
9. 業績の適正な評価の前提情報 .....	22
10. 業務の成果と使用した資源との対比	
(1) 自己評価 .....	26
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況 .....	27
11. 予算と決算との対比 .....	28

1 2. 財務諸表（要約版）	
(1) 貸借対照表 .....	29
(2) 行政コスト計算書 .....	29
(3) 損益計算書 .....	30
(4) 純資産変動計算書 .....	30
(5) キャッシュ・フロー計算書.....	31
1 3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	
(1) 貸借対照表 .....	31
(2) 行政コスト計算書 .....	31
(3) 損益計算書 .....	31
(4) 純資産変動計算書 .....	32
(5) キャッシュ・フロー計算書.....	32
1 4. 内部統制の運用に関する情報	
(1) 内部統制の充実・強化に関する状況 .....	32
(2) 監査機能の強化.....	33
(3) 契約監視委員会 .....	33
(4) 資金管理委員会 .....	33
(5) 保有資産等利用検討委員会 .....	33
1 5. 法人の基本情報	
(1) 沿革.....	33
(2) 設立に係る根拠法 .....	35
(3) 主務大臣 .....	35
(4) 組織図 .....	35
(5) 事務所（従たる事務所を含む） .....	36
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況 .....	37
(7) 主要な財務データの経年比較 .....	37
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画 .....	37
1 6. 参考情報	
(1) 要約した財務諸表の科目の説明 .....	39
(2) その他公表資料等との関係の説明 .....	41

## 1. 理事長メッセージ

国立青少年教育振興機構は、「体験活動を通じた青少年の自立」をスローガンに掲げ、利用者の皆様が安全安心な環境で活動できるよう、日々創意工夫をし、自然への畏敬の念、人と人との豊かな関わりや実体験の大切さなどを伝え、未来を担う青少年を育むことを目指しております。

当機構は、海・山・川等の自然あふれる全国各地 27 の地方施設（国立青少年交流の家・自然の家）と、国立オリンピック記念青少年総合センターの計 28 か所に教育施設を有しており、それぞれの立地条件を活かした特色のある活動を展開しています。これらの施設では、これからの社会を生き抜く力を育てるために必要な自然体験活動、集団宿泊活動をはじめ、多様な体験活動の機会と場を提供し、多くの方にご利用いただいています。

当機構では、主に二つのミッションをもっており、一つは、様々な体験活動の場や機会の充実を図る「体験の風をおこそう」運動であり、もう一つは、各地の教育拠点を中心に、社会全体で青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す「早寝早起き朝ごはん」国民運動です。これらは、子供の頃に体験活動をした経験が多いほど、大人になった時の資質や能力が高くなる傾向があることや、生活習慣が身につけている子供ほど、自己肯定感等が高くなるといった当機構の調査結果を基に取り組んでいます。

また、全年齢期に応じた取組として、幼児期からの体験活動の推進、学校教育における教科等と関連付けたプログラム開発と提供、高校生を対象とした体験活動顕彰制度の実施などを進めています。そのほか、読書活動の推進と共に絵本専門士養成講座、教員免許状更新講習等の青少年の体験活動に関わる指導者・ボランティアの養成等や、経済的に困難な状況にある青少年を対象とした支援事業等にも積極的に取り組んでいます。

さらに、国の政策実現に向けた取組として、国土強靱化への対応や ESD の推進、地域との連携・協働の推進による地域貢献等の取組も進めているところです。

本事業報告書が、自己点検・評価報告書や環境報告書などとともに、当機構の様々な活動について、ご理解いただく一助になることを願っております。

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
理事長 古川 和

## 2. 法人の目的、業務内容

### (1) 法人の目的（独立行政法人国立青少年教育振興機構法 第3条）

独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

### (2) 業務内容

当機構は、独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

#### I. 教育事業(青少年及び青少年教育指導者等を対象とする教育事業の実施)

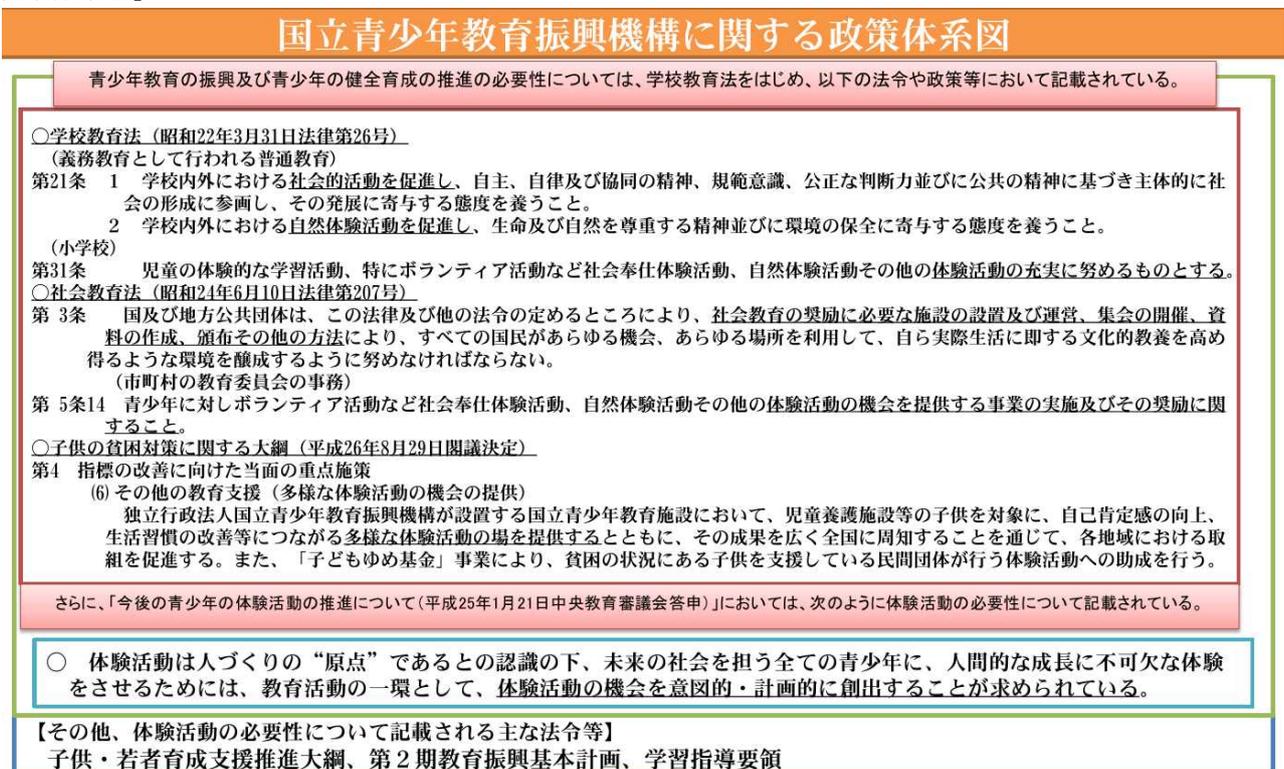
1. 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発
2. グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進
3. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

4. 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発
  - ・「体験の風をおこそう運動」
  - ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動 等
5. 子供の貧困対策
- II. 研修支援（青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援）
  1. 研修目的の達成に向けた教育指導・助言
  2. 活動プログラムの提供
- III. 調査研究（青少年教育に関する基礎的・専門的な調査研究の実施）
  1. 調査及び研究
  2. 成果の提供
- IV. 子どもゆめ基金事業
  1. 助成事業（民間団体が実施する体験活動や読書活動への助成）
  2. 普及啓発

### 3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

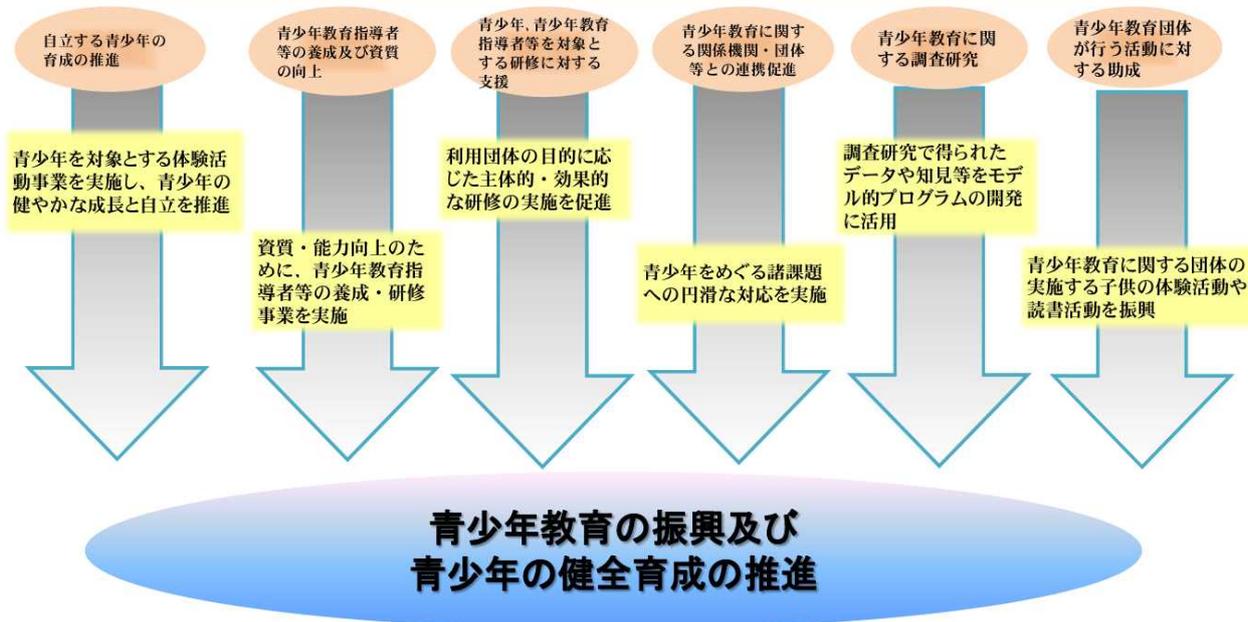
これまで機構は、全国 28 施設の国立青少年教育施設を活用し、青少年の現代的課題に対応したモデル的プログラムの企画・実施、基礎的・専門的な調査研究、学校や青少年教育団体等の活動に対する指導・助言などに取り組んでいます。また、青少年教育団体と連携し、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、「体験の風をおこそう」運動を推進するなど、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図る青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たしてまいります。

#### 【政策体系図】



## 国立青少年教育振興機構の役割

青少年の交流体験・自然体験や青少年教育指導者等の研修プログラムの企画・実施等



### 4. 中期目標

#### (1) 概要

中期目標期間：平成 28 年～令和 2 年度

※詳細につきましては、年度計画を参照ください。

#### (2) 一定の事業等のまとめりごとの目標

当機構は、中期目標における一定の事業等のまとめりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名は、以下のとおりです。

1. 自立する青少年の育成の推進
2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上
3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援
4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進
5. 青少年教育に関する調査研究
6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成

### 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当機構は、我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年を巡る様々な課題へ対応するため、青少年に対し教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目指しています。

運営上の方針は、中期計画「Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項」により、

- ① 業務の効率化として、一般管理等の削減、給与水準の適正化、契約の適正化、間接業務等の共同実施、保有資産の見直しに取り組んでいる。
- ② 効果的・効率的な運営として、各施設の役割の明確化及び運営の改善、地域と連携した施設の管理運営、施設の効率的な利用の促進に努めている。

## 6. 中期計画及び年度計画

当機構は、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は以下のとおりです。

中期計画	年度計画
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 自立する青少年の育成の推進	
(1) 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発	
<p>(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進</p> <p>青少年の体験活動の重要性を伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、「体験の風をおこそう」運動を青少年教育団体等と連携して進める。</p> <p>このため、体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、各種会議等を活用して関係機関や保護者等に周知するとともに、毎年10月の体験の風をおこそう推進月間に実施される事業を充実するなど、体験活動の機会や場の拡充を図る。</p> <p>さらに、この運動を広めるため、運動を推進する実行委員会の構成団体数を中期目標期間中に1割以上増加させ、900団体とする。</p>	<p>(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進</p> <p>社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して、以下の取組を進める。</p> <p>① 体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、関係機関や保護者等に配付するとともに、Web掲載等を活用した周知を行う。</p> <p>② 毎年10月の体験の風をおこそう推進月間に実施される事業の充実を図る。</p> <p>③ 「体験の風をおこそう」運動を広めるため、各地域で「体験の風をおこそう」運動を推進する実行委員会の構成団体数を引き続き充実させる。</p>
<p>(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進</p> <p>子供たちの健やかな成長を促していくため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局として「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組むとともに、施設においては全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、生活リズムに関する普及啓発事業を中期目標期間中に延べ190事業実施する。</p>	<p>(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進</p> <p>「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するための普及啓発資料の作成・配布に取り組むとともに、施設における生活リズムに関する普及啓発事業を38事業以上実施する。</p>
<p>(c) 体験活動や読書活動に係る普及・啓発事業の推進</p> <p>基本的な生活習慣を身に付けるとともに、体験活動や読書活動に親しむきっかけ作りの機会と場を提供するため、親子・幼児等を対象とした短期の事業を中期目標期間中に延べ310事業実施し、青少年の体験活動や読書活動の普及を図る。</p> <p>また、前中期目標期間では、4段階評価のうち上位評価と最上位評価の割合で測っていたものから、より事業の質を高める観点から、毎年度平均</p>	<p>(c) 体験活動や読書活動に係る普及・啓発事業の推進</p> <p>幼児期の生活習慣の確立や体験活動・読書活動に親しむきっかけ作りの機会と場を提供するため、親子・幼児等を対象とした短期の事業を60事業以上実施する。その際、80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」（以下「満足」という。）を得られるよう、その質の向上を図る。</p>

<p>80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」（以下「満足」という。）を得られるよう、その質の向上を図る。</p>	
<p>(2) 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事业の開発</p>	
<p>(a) 豊かな人間性を育む長期自然体験活動事業の推進      施設の特徴や立地条件、実績を活かし、非日常的な環境における自然体験活動を通して、青少年に自然の偉大さに気付かせ、協力することの大切さを学ばせるため、全ての地方施設において1週間以上の長期自然体験活動事業を中期目標期間中に延べ60事業実施する。      実施の際は、プログラムの企画段階から教育委員会、関係機関・団体、公立の青少年教育施設等と連携し、地域の特徴や立地条件を活かしたプログラムとする。</p>	<p>(a) 豊かな人間性を育む長期自然体験活動事業の推進      教育委員会、関係機関・団体、公立青少年教育施設等と連携し、地域の特徴や立地条件を活かした1週間以上の長期自然体験活動事業を引き続き実施する。</p>
<p>(b) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進      従来から取り組んでいるいじめ、不登校、引きこもり、ADHD等発達障害、小1プロブレム、中1ギャップ、児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困対策等に加え、新たにネット依存に関する青少年を取り巻く今日的課題に対応した事業を実施する。事業の実施にあたっては、企画の段階から専門機関等と連携し、特定の状況下にある青少年に対する体験活動事業を中期目標期間中に機構全体として、延べ430事業実施する。</p>	<p>(b) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進      青少年を取り巻く今日的課題に対応するため、企画の段階から専門機関等と連携し、特定の状況下にある青少年に対する体験活動事業を機構全体として、85事業以上実施する。また、国立赤城青少年交流の家において、国立久里浜医療センターと連携してネット依存対策事業を実施する。</p>
<p>(3) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進</p>	
<p>青少年の異文化理解の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年、青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施する。その際、日本人参加者の参加後の外向き志向の率80%以上を得ることとする。</p>	<p>国内外の関係機関・団体等と連携して、①日独の青年及び青少年教育指導者等の交流事業、②アジア及びミクロネシア地域の青少年交流事業、及び③国内での国際交流事業を実施する。その際、日本人参加者の参加後の外向き志向の率80%以上を得る。</p>
<p>2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</p>	
<p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、質の高い指導者を養成することが必要不可欠であることから、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、養成・研修事業の質の維持向上を図る。</p>	<p>青少年教育指導者等を対象に、指導者の資質・能力を向上させる養成・研修事業を実施する。その際、80%以上の参加者から「満足」の評価を得られるよう事業の質の向上を図る。</p>

(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進	
<p>国公立の青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、官民共同の指導者認定制度である「自然体験活動指導者養成事業」、「教員免許状更新講習」及び「体験活動安全管理研修」を実施する。これらの事業により、自然体験活動指導者を中期目標期間中に1,500人養成するとともに、教員免許状更新講習において、受講者5,000人とする。</p>	<p>国公立の青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、「自然体験活動指導者養成事業」及び「教員免許状更新講習」を各施設で、「体験活動安全管理研修」を「山編」「水編」それぞれ1施設ずつで実施し、自然体験活動指導者を250人以上養成するとともに、教員免許状更新講習の受講者を1,000人以上とする。</p> <p>また、事業の質の向上に努め、参加者に対する事後調査において、回答者の80%以上から研修後の活動に有用な知見が提供されたという評価を得る。</p>
(2) 地域や学校における青少年教育指導者等の養成の推進	
<p>学校と地域の連携による青少年の体験活動を推進するため、既に地域や学校で活動している人材を対象に、地域のニーズを踏まえたプログラムの提供など、体験活動の機会と場をサポートする指導者（体験活動推進員）の養成に着手し、中期目標期間中に500人養成する。</p> <p>また、読書活動の重要性を普及させ、読書に関する専門的知識や実践力等を有する地域の指導者を養成するため、絵本専門士養成講座を実施し、中期目標期間中に「絵本専門士」を250人養成する。</p>	<p>学校と地域の連携による青少年の体験活動を推進するため、既に地域や学校で活動している人材を対象に、地域のニーズを踏まえたプログラムの提供など、体験活動の機会と場をサポートする指導者（体験活動推進員）の養成研修を実施し、50人以上養成する。</p> <p>また、読書に関する専門的知識や実践力等を有する地域の指導者を養成するため、「絵本専門士養成講座」を実施し、「絵本専門士」を50人以上養成するとともに、「認定絵本士養成講座」を大学等と連携して実施する。</p>
(3) ボランティアの養成・研修の推進	
<p>(a) 青少年教育施設におけるボランティアの養成          青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参加を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業を全ての施設で実施し、中期目標期間中に延べ5,500人養成する。</p> <p>また、ボランティア自身が主体的に自主研修を企画・実施し、ボランティアによる自主企画事業を延べ100事業実施できるよう、施設におけるボランティアの養成を行うボランティア・コーディネーターが活動を支援する。</p>	<p>(a) 青少年教育施設におけるボランティアの養成          教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業を全ての施設で実施し、1,100人以上養成する。</p> <p>また、ボランティア自身が主体的に自主研修を企画・実施し、自主企画事業を20事業以上実施できるようボランティア・コーディネーターが活動を支援する。</p>
<p>(b) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援          2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携し、大会支援やオリンピック・パラリンピック教育等に関わるボランティア養成に取り組む。</p>	<p>(b) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援          2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携し、大会支援を行う。</p>

3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	
(1) 研修利用の充実	
<p>青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保するため、全ての施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、着実な実施に努める。</p> <p>また、全ての施設で新規利用団体の開拓や閑散期の利用者拡大を図り、集団宿泊体験や研修を促進するために広報活動の工夫・充実に努め、青少年、青少年教育指導者等の宿泊利用団体数を中期目標期間中に3%増加させる。</p>	<p>青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、新規利用団体の開拓や閑散期の利用者拡大等に向けた「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を全施設で策定し、着実な実施に努め、青少年人口（0歳～29歳）の1割以上の利用実績を確保する。</p>
(2) 研修に対する支援の推進	
<p>地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言等の教育的支援を行う。また、学校教育との緊密な連携を図るための支援を推進する。</p> <p>利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修が実施できるようにするため、事前打ち合わせ等で教育的なねらいを踏まえた研修計画を作成・実施するなど、利用者サービスの向上に取り組み、利用団体から毎年度平均84%以上の「満足」の評価を得られるよう努める。</p>	<p>利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修が実施できるよう、事前打ち合わせ等で教育的なねらいを踏まえた研修計画を作成・実施するなど、利用者サービスの向上に取り組み、利用団体から、平均84%以上の「満足」の評価を得られるよう努める。</p> <p>また、学校教育への支援を推進するため、施設で準備を進めている教科等に関連付けた体験活動プログラムについて、教育委員会や学校等と連携し、プログラムの提供を行う。</p>
4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	
<p>昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実に努める。</p> <p>各関係機関・団体相互の連携を促進させることを目的として、「全国青少年教育施設所長会議」等の全国的な事業を中期目標期間中に延べ25事業実施するとともに、延べ参加者数5,000人とする。</p>	<p>青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、全国的な会議や研究集会として5事業を実施し、参加者を1,000人以上とする。</p>
5. 青少年教育に関する調査研究	
<p>青少年教育に関するより充実した基礎的・専門的な調査研究を計画的に実施し、その成果を報告書やパンフレット等に取りまとめ、関係機関・団体等に提供し、青少年教育の振興を図る。</p>	<p>体験活動の重要性等青少年教育に関する調査を国内外で実施し、その成果を報告書やパンフレット等に取りまとめ関係機関・団体等に周知する。</p>
(1) 基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施	
<p>青少年教育に関するより充実した基礎的・専門的な調査研究を計画的に実施し、その成果を報告書やパンフレット等に取りまとめ、関係機関・団体等に提供し、青少年教育の振興を図る。</p>	<p>①「青少年の体験活動等に関する意識調査（平成31年度（2019年度）調査）」の調査結果を分析する。</p> <p>②日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査を行い、日本の青少年の意識の特徴を分析する。</p>

	<p>③令和元年度に作成した体験カリキュラム案の普及を行う。</p> <p>④子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究（会場調査）を実施する。</p> <p>⑤子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究を実施する。</p> <p>⑥全国の青少年教育施設等の運営状況・事業内容等を把握する調査を実施する。</p>
(2) 調査研究成果の普及及び活用	
<p>調査研究の成果等を活用し、機構が実施する事業の企画・立案に適切に反映するなど、事業の検証改善を図る。</p> <p>また、研究機関等における青少年教育に関する研究が推進されるよう、青少年教育に関する資料や機構が実施した調査研究の個票データなどをデータベースに追加するなど、調査研究の成果等を広く提供する。</p> <p>さらに、調査研究の成果等を普及するため、調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等における発表の機会を前中期目標期間実績の30%以上増加させる。</p>	<p>①体験活動の重要性等に関する調査結果を簡潔に取りまとめたパンフレット等を作成・配布するとともに、Web掲載等を活用した調査研究の成果の普及に努める。</p> <p>②機構が実施した調査結果については、個票データをデータベースに追加するなど、ホームページ等を活用して広く提供する。</p> <p>③調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、全国規模の会議等での発表や説明の機会を設け、調査結果の普及に努める。</p>
6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成	
<p>青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付する。</p> <p>これにより、体験活動と読書活動に対する助成については、毎年40万人程度の子供（0歳～18歳）に活動機会を提供する。</p> <p>また、毎年の応募状況等を踏まえ、新規に応募する団体数の増加、事業内容の質の向上、1活動あたりの子供の参加人数の増加等の観点から、戦略的に広報活動を実施する。</p> <p>なお、助成団体の選定にあたっては、客観性の確保に努めるとともに、助成団体のコンプライアンスの確保の観点から、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。</p>	<p>青少年教育団体が行う体験活動や読書活動に対して助成金を交付し、40万人程度の子供に活動機会を提供する。</p> <p>また、1活動あたりの子供の参加人数を増加させるため、助成活動の実施時期・場所などの情報をホームページで広く提供する。</p> <p>なお、助成団体の選定にあたっては、外部有識者で構成する委員会を設置し、選定基準を定めて客観性の確保に努める。助成団体のコンプライアンスについては、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。</p>
7. 共通的事項	
(1) 広報の充実	
<p>機構が実施する各種事業や調査研究の結果等については、①インターネットやマスメディアを活用した情報発信、②体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、③各種会議やフォーラム等の開催、④企業との連携によるPR活動を策定した計画に基づき実施し、「体験の風を</p>	<p>①教育事業や調査研究の結果等については、プレスリリース等を行いマスメディアに取り上げられるよう努める。</p> <p>②体験活動を推進する社会的気運を醸成するため「体験の風をおこそうフォーラム」や、「早寝早起朝ごはん全国フォーラム」を実施する。</p>

<p>おこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の理解増進に努める。</p>	<p>③体験活動や基本的な生活習慣等の重要性について広く周知するために、リーフレット等の各種啓発資料を作成し、全国規模の会議やイベント等を通して関係機関・団体や保護者等へ配布する。 ④機構の取組に賛同する企業のCSR活動等と連携した広報活動の充実を図る。 ⑤本部ホームページの内容の充実を図るとともに、各施設のホームページの掲載情報を随時見直し、最新情報の掲載に努めることにより、ホームページ総アクセス件数 340 万件を達成する。</p>
<p>(2) 各業務の点検・評価の推進</p>	
<p>各業務及び事業の検証を行うため、対象者や団体に対してアンケート調査等を行い、その結果を随時改善に活かす。 また、毎年度、業務全般に関する自己点検・評価を行うとともに、第三者による外部評価を実施し、評価結果を業務の改善に反映する。</p>	<p>各業務及び事業の検証を行うため、アンケート調査をもとに事業参加者のニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。 また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。</p>
<p>(3) 各業務における安全性の確保</p>	
<p>各業務の実施に当たっては、安全に関する情報の速やかな共有に努め、自然災害等への対応も含めて、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図り、生活環境、安全な野外活動環境の整備に日々努めるとともに、日常的な点検・改善整備等を通じて、安心安全な教育環境を確保する。</p>	<p>利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るため、以下の方策を講じる。 ①「安全管理マニュアル」や「危険度の高い活動プログラム安全対策マニュアル」などの改善・充実を図り、遵守する。 ②日常的な施設設備及び教材教具類の保守点検を実施する。 ③安全管理情報の共有化を図るための「事故データ集」を改訂・配布する。 ④関係機関や民間団体と連携し、国公立青少年教育施設職員や民間事業者等の安全意識の高揚及び指導技術向上のための安全管理研修を実施する。</p>
<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	
<p>1. 業務の効率化</p>	
<p>(1) 一般管理費等の削減</p>	
<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)等を踏まえ、中期目標期間中に、一般管理費については 15%以上、業務経費についても、5%以上の効率化を行う。 なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。</p>	<p>業務の効率化・見直し等により、平成 27 年度と比較して一般管理費(安全確保に関する保守・修繕費等を除く)については 15%以上、業務経費(基金事業費及び安全確保に関する保守・修繕費等を除く)については 5%以上の効率化を行う。</p>

(2) 給与水準の適正化	
<p>役職員の給与に関しては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正などを踏まえた国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況についてはホームページ上で公表する。</p>	<p>政府における人件費削減の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえた給与水準の適正化を図る。</p>
(3) 契約の適正化	
<p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を推進するとともに、契約監視委員会において点検を行うことにより、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一者応札の点検・見直し及び調達に関するガバナンスの徹底等に取り組むことにより、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するため、「令和 2 年度調達等合理化計画」を策定する。</p>
(4) 間接業務等の共同実施	
<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の 4 法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間において 15 業務以上の取組を一層推進する。</p>	<p>共同実施を決定した業務について、順次実施したうえで費用対効果及び効率化等の検証を行う。また、更なる業務運営の効率化を図るため、新たな共同実施の対象品目及び対象業務について検討を行う。</p>
(5) 保有資産の見直し	
<p>保有資産については、引き続き、利用実態等を的確に把握し、その必要性や規模の適正性についての検証を行い、適切な措置を講じる。</p>	<p>保有資産については、保有資産等利用検討委員会により定期的に利用実態等を把握するとともに、その必要性や規模の適正性についての検証を不断に行う。</p>
2. 効果的・効率的な組織の運営	
(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善	
<p>本部を中心として、各施設の役割分担を行い、一定の機能分化を図るなど、施設ごとに果たすべき役割を明確化する。</p> <p>また、施設の役割を踏まえ、各年度の業務実績について各施設の自己評価を行い、評価結果を各施設の運営の改善に反映する。</p>	<p>平成 23 年度に設置した「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」において検討された結果を踏まえ、施設の特色化により一層努める。また、業務実績について各施設の自己評価を行い、結果及び課題を取りまとめ、各施設の業務改善に反映させる。</p>
(2) 地域と連携した施設の管理運営	
<p>地域における体験活動の充実を図るとともに、地域と施設が一体となった管理運営を目指すため、地域の青少年教育団体・NPO・企業・自治体等多様な主体が施設の管理運営や事業の企画・実施へ参画する形の管理運営に向け、中期目標期間中に全ての施設において「運営協議会」方式を導入する。</p>	<p>施設の管理運営や事業の企画・実施へ多様な主体が参画する形の管理運営を目指すため、引き続き、地域の多様な人材発掘に努めるとともに、「運営協議会」方式の実施運営に努める。</p> <p>また、広域的な観点から施設の特色化の推進や連携強化をより一層進めるため、全国のブロック化に向けたブロック拠点の有効性（ブロックの範囲、拠点施設の在り方、拠点施設と他の施設の関</p>

また、施設の連携による利用促進及び体験活動の充実を図るため、広域的な観点から全国のブロック化を検討し、そのマネジメントに当たる広域主幹の配置等を進める。	係等) の検討、及びブロックでのマネジメントに当たる広域主幹の配置等を進める。
(3) 施設の効率的な利用の促進	
青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効果的・効率的な利用を実現するため、青少年教育団体の多様なニーズを踏まえ、毎年度平均 80%以上の「満足」の評価を得られるよう、利用者サービスの向上に取り組む。	青少年教育団体の多様なニーズを踏まえ、利用者サービスの向上に取り組み、利用団体から平均 80%以上の「満足」の評価を得るとともに、宿泊室稼働率の全施設平均 55%以上を確保する。
3. 予算執行の効率化	
収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にした上で、予算と実績を管理する体制を構築する。	平成 28 年度に構築した体制を基に、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理する。
Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	
収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保及び受益者負担の適正化の観点から、定期的に料金体系を検証する等の取組を行うことにより、事業収入については、中期目標期間中に 5%以上の増収を図る。さらに、国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。 また、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を行う。	収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保の観点から、定期的に料金体系を検証する等の取組を行うことにより、事業収入については、平成 27 年度と比較して 5%以上の増収を図る。 さらに、国や民間団体等からの受託事業等を積極的に受け入れ、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。 また、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を行う。
1. 予算（中期計画の予算）	
(略)	(略)
2. 収支計画	
(略)	(略)
3. 資金計画	
(略)	(略)
Ⅵ 短期借入金の限度額	
短期借入金の限度額は 20 億円とする。 短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給や事故の発生などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。	-

V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	
なし	-
VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	
なし	-
VII 剰余金の使途	
<p>決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の充実</li> <li>2 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援の充実</li> <li>3 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進の充実</li> <li>4 青少年教育に関する調査研究の充実</li> <li>5 青少年教育団体が行う活動に対する助成の充実</li> </ol>	-
VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(略)	(略)
1. 施設・設備に関する事項	
<p>(1) 施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、利用者が安心・安全に体験活動ができる環境の整備及び自然災害等への対応の観点から、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。</p>	<p>(1) 施設・設備に関する施設整備5ヶ年計画に基づき、保守・管理を適切に行う。また、利用者の安心・安全な体験活動に必要な施設・設備の改善等を進める。</p>
<p>(2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進める。特に幼児、高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、関係法令等を踏まえつつ、計画的な施設整備を進める。</p>	<p>(2) 利用者のニーズを踏まえ、特に幼児、高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、適切な施設整備を進める。</p>
2. 人事に関する計画	
<p>(1) 本部及び施設ごとの業務の質・量に応じて、人員を適正かつ柔軟に配置する。</p>	<p>(1) 「人事に関する基本方針」に基づき、人員の適正配置を行うとともに、業務の質・量に応じた人員配置の見直しを定期的に行う。</p>
<p>(2) 新規職員を計画的に採用するとともに、関係機関との間での広く計画的な人事交流の実施、任期付任用の活用や幹部職員の公募等により、多様で優れた人材を確保する。</p>	<p>(2) 新規職員の計画的な採用、地方公共団体、教育委員会、国立大学法人等との人事交流や任期付任用、幹部職員の公募などの多様な方法により、意欲ある優秀な人材の計画的な確保に努める。</p>
<p>(3) 本部及び各施設において、職員の企画力、指導力、接遇サービスの向上や施設の安全管理な</p>	<p>(3) 職員の企画力、指導力、接遇サービスの向上や施設の安全管理などを図るための研修を計画</p>

<p>どを目的とした多様な研修機会を設け、計画的な人材育成を行う。</p>	<p>的に実施する。また、外部での研修に積極的に参加させる。</p>
<p>(4) 人事評価制度を適切に運用し、職員的能力・資質の向上を図る。</p>	<p>(4) 人事評価制度に基づき公正な評価を実施し、評価結果を人材育成及び人事管理等に活用して職員的能力・資質の向上を図る。</p>
<p>3. 情報セキュリティについて</p>	
<p>情報セキュリティレベルを高めるため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する取組を進めるとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。</p>
<p>4. 内部統制の充実・強化</p>	
<p>機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、役員懇談会や機構連絡会、機構会議等を定期的実施するなど、理事長のリーダーシップを発揮するための体制を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、これらが有効に機能していること等について内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能を強化する。</p> <p>さらに、「「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進める。</p> <p>なお、中期目標期間中に全ての施設及び本部において監事監査及び内部監査を実施し、業務運営に反映させる。</p>	<p>機構の業務及びマネジメントに関する内部統制を充実・強化するための体制を整備・運用するとともに、監事監査や内部監査によりモニタリング・検証する。</p> <p>なお、令和2年度は、4施設及び本部において監事監査及び内部監査を実施する。監事監査においては、「監事監査指針」（平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会了承）等を参考にしつつ、機構の果たすべき役割等に注視した監査を行うとともに、理事長と意見交換を行いながら、法人の長としてのマネジメントに留意した監査を実施する。内部監査においては、必要に応じて、業務ごとに本部担当部署に監査員を委嘱し、専門的な見地から監査を実施する。</p>
<p>5. 中期目標期間を超える債務負担</p>	
<p>中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>	<p>-</p>
<p>6. 積立金の使途</p>	
<p>前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人国立青少年教育振興機構法に定める業務の財源に充てる。</p>	<p>-</p>

※詳細につきましては、中期計画・年度計画を参照ください。

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

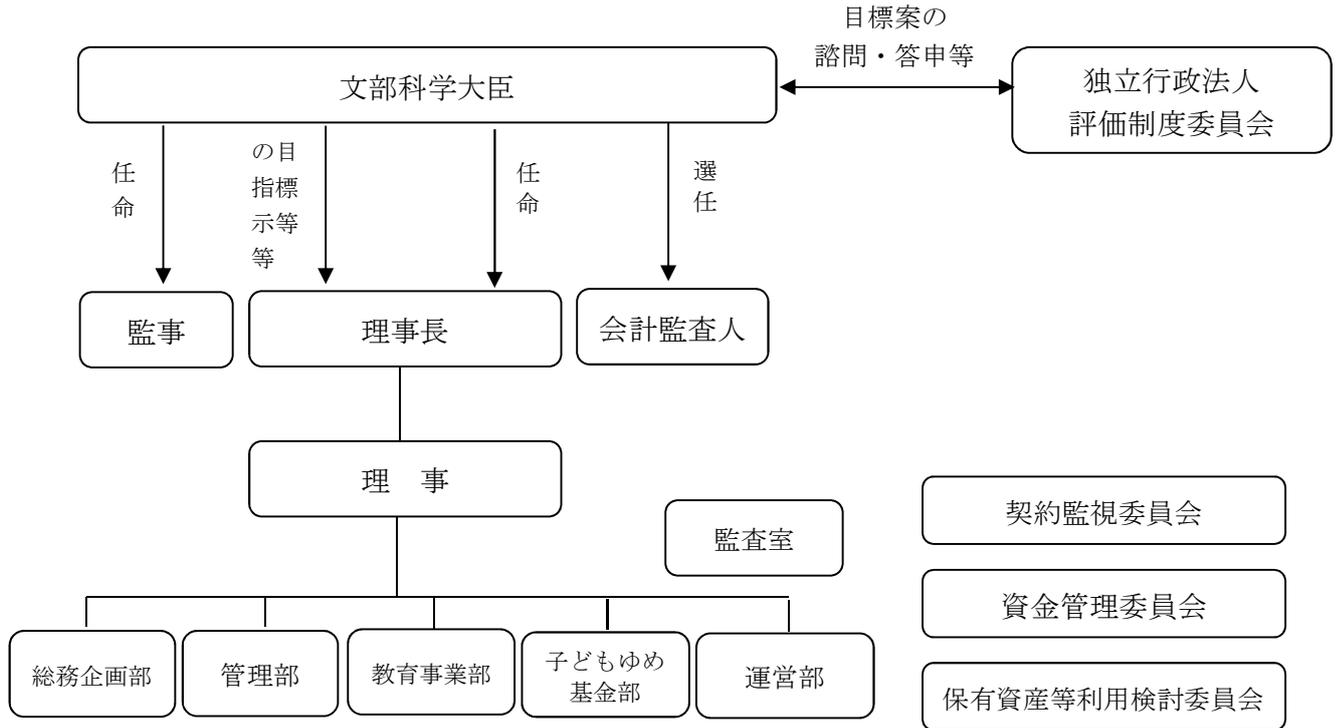
(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

独立行政法人国立青少年教育振興機構法第14条により、主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令です。

② ガバナンス体制図

ガバナンス体制図は次のとおりです。



(2) 役員の状況

① 役員の状況

役職	氏名	任期	経歴
理事長	鈴木 みゆき	自 平成29年4月1日 至 令和3年3月31日	平成18.4 聖徳大学短期大学部保育科教授 平成19.4 和洋女子大学人文学部発達科学科教授 平成26.4 和洋女子大学人文学群こども発達学 専修教授・学類長 平成28.4 (独)国立青少年教育振興機構 理事(非常勤) 平成29.4 (独)国立青少年教育振興機構理事 令和3.3 任期満了

<p>理事 (常勤)</p>	<p>高口 努  (総務担当) (事業担当)</p>	<p>自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 7 月 27 日</p>	<p>平成 18. 4 初中局教育課程課学力調査室長 平成 20. 7 生涯局男女共同参画学習課長 平成 23. 7 放送大学学園総務部長兼 総務部学生サポートセンター室長 平成 25. 1 初中局教職員課長 平成 26. 7 国立教育政策研教育課程研究センター長 平成 27. 5 (独)教員研修センター理事 平成 29. 4 (独)教職員支援機構理事 平成 30. 7 官房付(併)国立教育政策研次長 平成 31. 4 (独)国立青少年教育振興機構理事 令和 2. 7 免</p>
<p>理事 (常勤)</p>	<p>小松 悌厚  ~R2. 7. 27 (人事・財務担当) (基金担当)  R2. 7. 28~ (総務担当) (人事担当)</p>	<p>自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日</p>	<p>平成 17. 4 京都大学総務部長(併)監査室長 平成 19. 4 京都大学推進部長 平成 19. 7 東京都教委学務部 義務教育特別支援教育課長 平成 20. 4 初中局初中教育企画課学力調査室長 平成 21. 4 初中局参事官付学力調査企画官(命)学力 調査室長 平成 23. 4 東京学芸大学事務局参事役 平成 25. 4 北陸先端大学特別学長補佐 平成 26. 7 北陸先端大学(命)学長室長 平成 27. 4 北陸先端大学理事 平成 30. 4 国立教育政策研教育課程研究センター長 平成 31. 4 現職</p>
<p>理事 (常勤)</p>	<p>松永 賢誕  (財務担当) (基金担当)</p>	<p>自 令和 2 年 7 月 28 日 至 令和 3 年 3 月 31 日</p>	<p>平成 20. 4 文部科学省研究振興局学術機関課 研究調整官 平成 21. 3 外務省在英国日本国大使館一等書記官 平成 23. 1 外務省在英国日本国大使館参事官 平成 24. 8 文部科学省生涯学習政策局政策課 生涯学習企画官 平成 25. 4 宮内庁東宮侍従 平成 26. 9 宮内庁東宮職事務主管 平成 28. 7 文部科学省高等教育局私学部参事官 平成 29. 7 文部科学省高等教育局専門教育課長 平成 30. 10 文部科学省初等中等教育局教育課程課長 平成 31. 4 文部科学省高等教育局主任大学改革官 令和 2. 7 現職</p>

理事 (常勤)	伊野 亘  (事業担当)	自 令和2年4月1日 至 令和4年3月31日	平成 15.4 国立妙高少年自然の家事業課長 平成 18.4 国立妙高青少年自然の家事業推進課長 平成 20.4 長岡市立越路西小学校長 平成 23.4 上越市教育委員会学校教育課副課長 (兼) 教育センター副所長 平成 24.4 国立妙高青少年自然の家所長 平成 28.4 国立青少年教育振興機構理事 (兼) 国立妙高青少年自然の家所長 平成 30.4 上越市立豊原小学校長 令和 2.4 現職
理事 (非常勤)	倉持 伸江	自 令和2年4月1日 至 令和4年3月31日	平成 18.4 東京学芸大学教育学部専任講師 平成 28.4 東京学芸大学教育学部准教授 (現職) 平成 30.5 東京学芸大学(命)学長補佐 (現職) 令和 2.4 現職 (非常勤)
監事 (非常勤)	鈴木 眞理	自 平成28年9月1日 至 令和2事業年度 財務諸表承認日	平成 21.4 青山学院大学教育人間科学部教授 平成 31.4 青山学院大学コミュニティ人間科学部 教授 (現職) 平成 23.7 現職 (非常勤)
監事 (非常勤)	原口 秀夫	自 平成28年9月1日 至 令和2事業年度 財務諸表承認日	平成 24.6 公益財団法人損保ジャパン美術財団 (現 公益財団法人損保ジャパン日本興亜 美術財団) 専務理事・館長 平成 27.4 現職 (非常勤)

② 会計監査人の氏名または名称

アーク有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和2年度末現在493人(令和元年度末483人)であり、平均年齢は41歳(令和元年度末41歳)となっている。このうち、国・国立大学法人等からの出向者は110人、地方公共団体からの出向者は123人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要な施設等

該当なし

② 当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

該当なし

③ 当事業年度中に処分した主要な施設等

該当なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	113,515	—	—	113,515
資本金合計	113,515	—	—	113,515

② 目的積立金の申請状況

令和2年度は、目的積立金の申請を行っておりません。

前中期目標期間繰越積立金について、自己収入を財源とする固定資産の減価償却相当額に充当するため、62,935円を取り崩しております。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳（収入決算額）

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
運営費交付金	9,742	75.7
事業収入等	301	2.3
施設整備費補助金	782	6.1
寄付金収入	274	2.1
受取利息	0	0.0
雑益	95	0.7
受託収入	1	0.0
補助金	1	0.0
民間出えん金	803	6.2
前年度繰越金	879	6.9
合計	12,878	100

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがあります。

② 自己収入に関する説明

当機構における主な自己収入は、施設使用料収入、シーツ等洗濯料収入などの事業収入等であり、令和2年度の決算額は300,685,829円となっております。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当機構では、青少年の環境マインド醸成に努めるという環境理念に基づき、環境関連法規制の遵守、持続的環境活動の推進、環境教育の充実・向上、エネルギー消費削減、廃棄物の削減など環境効率の向上等の活動方針を推進しています。

環境教育推進プロジェクトチームの設置や、環境教育に関する事業の実施のほか、光熱水量の使用量について平成22年度の実績以下とする環境目標の下、設備・備品の整備充実などによる省エネルギー化や、温室効果ガス排出量削減のための取組を通じ、施設運営における環境負荷の軽減に努めており、環境配慮促進法第9条に基づき、環境報告書を作成し、これらの成果を公表する予定です。

## 8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

### (1) リスク管理の状況

当機構では、定期的に会議等を開催することにより、理事長が内部統制の現状及び課題等を把握し対応しております。具体的には、以下のような体制を活用しています。

#### ① 理事長及び理事による定例情報交換・報告会議

理事長及び理事が、機動的に業務の進捗状況の把握、意思決定等を行うため、情報交換・報告等により、組織運営の戦略等を検討しています。

#### ② 機構連絡会

理事長、理事、本部部課長等が出席する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項について情報共有や業務報告等を行っています。

#### ③ 機構会議

理事長、役員、教育施設所長、本部部課長等が出席する機構会議を設置し、定期的に機構の運営方針、事業方針等を理事長が具体的に指示し、周知徹底を図っています。

また、監査室による内部監査を通じた内部統制及びリスクの整理を行っており、中期目標期間中に全教育施設の内部監査を行うこととしております。

さらに、事件・事故や自然災害等が地方教育施設で発生した際は、理事長が対応を指示し、必要に応じて情報及び対応策を機構全体で共有することで、他施設で起こりうる事件・事故、自然災害等のリスク回避に努めております。

### (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

#### ① 情報セキュリティ

当機構では、内閣サイバーセキュリティセンターが定めた「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、当機構の情報セキュリティポリシーに基づいて情報セキュリティの運用を行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力や情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいます。

具体的には、総務省の情報システム統一研修の受講、情報セキュリティインシデント訓練の実施、全職員を対象としたウェブテストによる自己点検テストを実施するなど、全職員の情報セキュリティの意識向上に努めています。

また、令和元年より、情報セキュリティ連絡会を開催し、当機構の情報セキュリティ関連事項についての報告や研修、情報提供等を行うこととしており、本部部課長等がインシデントの発生やその対応状況、情報セキュリティに関する研修等について情報共有を行うことで、組織全体の対応能力の強化するよう取り組んでいます。

#### ② 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いにあたっては、「国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」により対応しており、保有個人情報の管理体制として、総括保護管理者(総務担当理事)、主任保護管理者(総務企画部長、各教育施設所長)、保護管理者(各課長、各教育施設次長)を定めるとともに、総括保護管理者の下、特定個人情報の適切な管理を行うため、統括事務取扱責任者、事務取扱責任者、事務取扱担当者を置いて運用しています。

さらに個人情報を取り扱う担当職員の資質向上に努めるため、個人情報に関する研修を実施するなど、職員の資質向上に努めています。

### ③ 危機管理マニュアル

各教育施設では、「危機管理関係マニュアル点検方針」に基づき点検・見直しをするとともに、研修・訓練を行うことで、職員の危機管理意識と対応能力の向上を図り、利用者の安全確保に取り組んでいます。また、令和2年5月に本部において策定した「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を基に、全教育施設において、新型コロナウイルス感染防止対策、感染が疑われる者が発生した場合の対応など、全職員が対応できるよう可視化したマニュアルを作成しました。

## 9. 業績の適正な評価の前提情報

<h3>I. 自立する青少年の育成の推進</h3>
<p>青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとして、体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝える運動を推進するとともに、青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発やグローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進するための事業を実施。</p>
<h4>1. 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発</h4>
<p>(1) 豊かな人間性を育む長期自然体験活動事業の推進</p>
<p>施設の特徴や立地条件、実績を活かし、非日常的な環境における自然体験を通して、青少年に自然の偉大さに気付け、協力することの大切さを学ばせるため、1週間以上の長期自然体験活動事業を実施。</p>
<p>(2) 課題を抱える青少年を支援する体験活動の推進</p>
<p>青少年を取り巻く今日的課題に対応するため、いじめ、不登校、引きこもり、ADHD 等発達障害、小1プロブレム、中1ギャップ、児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困対策やネット依存に対応した事業を実施。</p>
<p>(3) 全国高校生体験活動顕彰制度「地域探究プログラム」</p>
<p>本制度は、郷土や自然に愛着を持ち、新たな価値を創造する高校生の育成や、社会全体で体験活動を推進するための機運の醸成を図るため、令和元年に開始された「総合的な探究の時間」における探究のプロセスを用いたプログラムである。参加する高校生は、地域貢献活動等を行うための考え方や計画づくりを学ぶ「合宿セミナー」を経て、自ら地域で行った活動やそこで得られた学びを顕彰する制度</p>
<h4>2. グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進</h4>
<p>国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年や青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施。</p>
<p>(1) 日独の青年及び青少年指導者の交流事業</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●日独青少年指導者セミナー</li> <li>●日独勤労青少年交流事業</li> <li>●日独学生青年リーダー交流事業</li> </ul>
<p>(2) アジア及びミクロネシア地域の青少年交流事業</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●日韓高校生交流事業</li> <li>●日中韓子ども童話交流事業</li> <li>●日韓大学生討論会、職員相互交流</li> <li>●アセアン加盟国中学生招聘交流事業</li> <li>●ミクロネシア諸島自然体験交流事業</li> </ul>
<p>(3) 国内での交流事業</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●世界の仲間とゆく年くる年</li> <li>●イングリッシュキャンプ</li> </ul>
<h4>3. 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発</h4>
<p>青少年の体験活動等の重要性を社会に発信するため、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させる。</p>
<p>(1) 「体験の風をおこそう」運動の取組</p>
<p>①体験の風をおこそうフォーラム</p>
<p>青少年期における体験の重要性について、指導者、保護者等に理解を深めていただくことを目的として実施。</p>
<p>②キッズフェスタ</p>
<p>体験活動の面白さや楽しさを味わうことを通じて、日頃から様々な体験に取り組む気持ちをはぐくむことを目的として子供と家族を対象に春と秋に実施。</p>
<p>③体験の風をおこそう推進月間</p>
<p>毎年10月を「体験の風をおこそう推進月間」と定め、各地域で様々な体験の機会や場の拡充に向けた社会的気運の醸成に取り組んでおり、本運動に賛同して実施する事業や、「子ども体験遊びリンピック」へのエントリー団体・施設を募集</p>

<p>④地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業</p> <p>各地域の青少年教育施設や市町村・学校・民間団体等で構成される実行委員会と連携・協力して『地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業』を実施。</p>
<p>(2)「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進</p> <p>①「早寝早起き朝ごはん」国民運動の普及・啓発</p> <p>「早寝早起き朝ごはん」国民運動を積極的かつ効果的に普及し、より多くの国民に認識・実践してもらうため、普及・啓発用資料としてポスター、チラシ、ガイドブック、データ集、朝ごはんポケットレシピ集を作成・配布。</p> <p>②「早寝早起き朝ごはん」キャラバン隊事業</p> <p>全国各地で、クイズや紙芝居等を行うなど、子供たちに「早寝早起き朝ごはん」に興味を持っていただけるようPR事業を実施。</p> <p>③「早寝早起き朝ごはん」全国フォーラムの実施</p> <p>有識者による講演やトークセッション等を通し、子供の生活リズムの重要性に対する知識や理解を深めることを目的として、毎年3月に実施。</p>
<p>4. 子どもの貧困対策</p> <p>(1) 生活・自立支援キャンプ</p> <p>困難な環境にある子供を対象に、体験活動を通じて、規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けることを目的に実施。</p> <p>(2) 子どもゆめ基金による支援</p> <p>民間団体が、経済的に困難な状況にある子供を対象とした体験活動や読書活動を行う場合は、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費について、参加する子供の負担を軽減するために助成の対象。</p> <p>(3) 学生サポーター制度</p> <p>経済的に困難な状況下で大学や専門学校において勉学に励む、児童養護施設または母子生活支援施設に在籍していた学生を支援する「学生サポーター制度」を設けています。</p> <p>学生サポーターには土日や長期休暇期間に当機構の施設で「生活・自立支援キャンプ」をはじめとする各種事業や施設運営の補助に従事いただき、当機構は毎月定額を学生サポーターに支給</p>

<p>II. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、安全管理をはじめ、質の高い指導者を養成することが必要であることから、国公立の青少年教育施設や青少年教育団体等の指導者を対象とした研修事業や青少年指導者になるための養成研修等の事業を実施</p>
<p>1. 青少年教育指導者等の研修事業の推進</p> <p>(1) 自然体験活動指導者(NEAL)養成事業</p> <p>自然体験活動の専門的な知識と技術を習得する官民共同で創設した指導者認定制度を実施。</p> <p>(2) 教員免許状更新講習</p> <p>学習指導要領の趣旨を踏まえ、自然体験や集団宿泊活動等に必要な知識・技術の向上を図ることを目的として実施。</p> <p>(3) 体験活動安全管理研修</p> <p>体験活動における安全管理及び指導・救助技術の向上を図ることを目的として実施。</p>
<p>2. 地域や学校における青少年教育指導者等の要請の推進</p> <p>(1) 体験活動推進員養成研修</p> <p>学校と地域で青少年の体験活動の重要性を普及することを目的として実施。</p> <p>(2) 絵本専門士養成講座</p> <p>読書に対する専門的知識や実践力等を有する地域の指導者を養成することを目的として実施。</p>

<p><b>3. ボランティアの要請・研修の推進</b></p> <p>(1) ボランティア養成・研修事業</p> <p>青少年の自立や健全育成、社会参加を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修に係る支援事業を実施</p>
<p>(2) ボランティア自主企画事業</p> <p>法人ボランティアの社会参画を促すため、ボランティア自らが考案した事業を企画立案の上、ボランティア自身が実施する自主企画事業を支援。</p>
<p>(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携し、大会支援やオリンピック・パラリンピック教育等に関わるボランティアを養成。</p>

<p><b>III. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</b></p> <p>青少年教育指導者等を対象に、指導者の資質・能力を向上させる養成・研修事業を実施</p>
<p><b>1. 研修目的の達成に向けた教育指導・助言</b></p> <p>初めて研修を行う団体、これまで以上に研修効果を高めたい団体等、利用団体ニーズに合わせた効果的な研修を実施するための教育的な指導・助言を実施。</p> <p>(1) 効果的な研修計画策定のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体引率者、指導者に対する事前打合せ</li> <li>● 参考事例の提供</li> <li>● 講師、関係機関・団体に関する情報の提供</li> </ul> <p>(2) 指導者等の指導力向上のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指導者等の指導力向上を支援するための相談研修会</li> <li>● 活動プログラムにおける教材の提供</li> </ul>
<p><b>2. 活動プログラムの提供(例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達段階に応じたプログラムの提供（通年） 幼稚園・保育所相当の年齢向けの活動プログラムとして、「自然を活用した幼児期の運動プログラム」を提供しています。また、小学生・中学生向けの活動プログラムとして、「教科等に関連付けた体験活動プログラム」を提供</li> <li>● 登山・ハイキング（春～秋）</li> <li>● カッター（夏）</li> <li>● 沢登り・沢あそび（夏～秋）</li> <li>● 文化・芸術体験（通年）</li> </ul>

<p><b>IV. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進</b></p> <p>青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、全国的な会議や研究集会として、全国の青少年教育施設の職員を対象とした会議や集会、青少年の読書活動や相談業務に関わる担当者のためのフォーラムや集会等の事業。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの読書活動推進フォーラム</li> <li>● 全国青少年教育施設所長会議・施設研究集会</li> <li>● 体験の風をおこそうフォーラム</li> <li>● 全国中学生・高校生防災会議</li> <li>● ESD推進ネットワーク全国フォーラム</li> <li>● 全国青少年相談研究集会</li> <li>● 全国ボランティア・コーディネーター研究集会</li> <li>● 全国学生ボランティアフォーラム</li> <li>● 早寝早起き朝ごはん全国フォーラム</li> </ul>

<b>V. 青少年教育に関する調査研究</b> 青少年及び青少年教育に関する情報を収集・分析し、統計資料の作成や青少年教育関係文献のデータベースの構築を行うなど、基礎的・専門的な調査及び研究を計画的かつ継続的に実施。	
<b>1. 基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施</b>	
<b>(1) 青少年の体験活動等に関する意識調査</b> 青少年の自然体験や生活体験等の実施状況や日々の生活習慣の実態、自立に関する意識等について、全国規模の調査を平成18年度から実施。	
<b>(2) 子どもの体験活動の実態に関する調査研究</b> 子供の頃の体験を通じて得られる資質・能力を検証し、人間形成にとって、どの時期にどのような体験をすることが重要になるかを明らかにするために、各年齢期における子供の体験活動と体験を通して得られる資質・能力の関係等について分析。	
<b>(3) 子供の生活力に関する実態調査</b> 自立した生活を営む上で必要となる資質・能力の要素として、具体的な生活に関する行為・技術（「生活スキル」）について、子供の習得状況や「生活スキル」と体験活動や生活環境、保護者の子供との関わりに関して調査を実施。	
<b>(4) 子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究</b> 成人（20代～60代）の読書活動の実態や現在の意識・能力、さらには、子供（小学校から高校）の読書活動の実態や現在の意識・能力を把握し、子供の読書活動の推進に資する資料を収集。	
<b>2. 調査研究成果の普及啓発</b> 調査研究や教育事業等の成果をまとめた報告書や紀要等を発行し、全国の青少年教育関係機関・団体等に配布するとともに、各種青少年教育関係文献・資料等を収集し、閲覧に供するための青少年教育情報センターを設置。	

<b>VI. 青少年教育団体が行う活動に対する助成（子どもゆめ基金）</b> 未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進するため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動への財政的な支援を行うことで、より多くの体験活動の機会や場を提供。	
<b>1. 助成の対象となる団体</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般財団法人や一般社団法人など</li> <li>●特定非営利活動法人</li> <li>●法人格を有しないが、青少年のために活動する団体</li> </ul>	
<b>2. 助成の対象となる活動</b>	
<b>(1) 子どもの体験活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●キャンプや自然観察等の自然体験活動</li> <li>●科学実験教室等の科学体験活動</li> <li>●文化・芸術、スポーツ等を通じ、交流を目的とする体験活動</li> <li>●清掃活動等の社会奉仕体験活動</li> <li>●地域の商店街・農業・漁業等の職場体験活動</li> </ul>	
<b>(2) 子どもの読書活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●読み聞かせ会、読書会活動 など</li> </ul>	
<b>(3) 子ども向け教材開発・普及活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●インターネット等で使用可能なデジタル教材を開発し普及する活動</li> </ul>	

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

(単位：百万円)

項目	評価 (※)	行政コスト
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
i 自立する青少年の育成の推進	A	2,368
ii 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	A	967
iii 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	B	2,850
iv 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	A	66
v 青少年教育に関する調査研究	S	405
vi 青少年教育団体が行う活動に対する助成	B	1,708
vii 共通的事項	A	-
II 業務運営の効率化に関する事項		
i 業務の効率化	B	-
ii 効果的・効率的な組織の運営	B	-
iii 予算執行の効率化	B	-
III 財務内容の改善に関する事項		
i 予算、収支計画及び資金計画	B	-
ii 短期借入金の限度額	B	-
iii 不要財産及び不要財産となることを見込まれる財産の処分に関する計画	B	-
iv 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	B	-
v 剰余金の使途	B	-
IV その他業務運営に関する重要事項		
i 施設・設備に関する事項	B	-
ii 人事に関する計画	B	-
iii 情報セキュリティについて	B	-
iv 内部統制の充実・強化	B	-
v 中期目標期間を超える債務負担	B	-
vi 積立金の使途	B	-
法人共通		3,069
合計		11,435

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
評定 (※)	A	A	A	A

※ (1) 及び (2) に係る評語の説明

S： 法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A： 法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B： 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C： 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D： 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1 1. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	8,571	9,742	補正予算の追加交付による増
事業収入等	1,793	301	新型コロナウイルスによる収入減
施設整備費補助金	-	782	補正予算の追加交付による増
寄付金収入	-	274	寄付金収入の増
受取利息	-	0	
雑益	-	95	原稿執筆料等の増
受託収入	-	1	受託収入の増
補助金	-	1	補助金収入の増
民間出えん金	-	803	民間出えん金の増
前年度繰越金	-	879	前期預り寄付金等
計	10,364	12,878	
支出			
業務経費	4,402	5,013	業務委託費の増
一般管理費	5,961	5,043	
人件費	4,397	3,870	超過勤務等の減
管理運営経費	1,564	1,174	光熱水費の減
受託事業費	-	1	受託収入を財源とした事業費の増
補助金事業費	-	1	補助金を財源とした事業費の増
寄附金事業費等	-	109	寄附金収入及び助成金収入を財源とした事業費の増
施設整備費	-	782	補正予算の追加交付による増
計	10,364	10,949	

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがあります。  
 ※詳細につきましては、決算報告書を参照ください。

1 2. 財務諸表（要約版）

（1）貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	3,999	流動負債	2,802
現金及び預金（*1）	3,580	未払金	1,815
その他	419	引当金	307
固定資産	83,743	その他	680
有形固定資産	78,032	固定負債	3,005
無形固定資産	30	資産見返負債	2,177
投資その他の資産	5,682	引当金	738
投資有価証券	1,669	その他	91
長期性預金	3,274		
引当金見返	738	負債合計	5,808
その他	2	純資産の部（*2）	
		資本金（政府出資金）	113,515
		資本剰余金	▲32,009
		利益剰余金	428
		純資産合計	81,935
資産合計	87,742	負債純資産合計	87,742

（2）行政コスト計算書

（単位：百万円）

	金額
損益計算書上の費用	9,344
経常費用（*3）	9,332
臨時損失（*4）	11
その他行政コスト（*5）	2,091
行政コスト合計	11,435

## (3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (* 3)	9,332
業務費	6,468
一般管理費	2,863
財務費用	2
経常収益	8,662
運営費交付金収益	7,511
自己収入等	517
その他	634
経常利益	▲670
臨時損失 (* 4)	11
臨時利益	1,131
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
当期総利益 (* 6)	449

## (4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	113,515	▲31,417	▲21	82,077
当期変動額	-	▲592	449	▲143
その他行政コスト (* 5)	-	▲2,091	-	▲2,091
当期総利益 (* 6)	-	-	449	449
その他	-	1,499	-	1,499
当期末残高 (* 2)	113,515	▲32,009	428	81,935

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,622
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲2,239
財務活動によるキャッシュ・フロー	714
資金増加額（又は減少額）	96
資金期首残高	3,484
資金期末残高（*7）	3,580

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（*7）	3,580
現金及び預金（*1）	3,580

※（\*1）～（\*7）は、（1）～（5）の対応関係を示しています。

※詳細につきましては、財務諸表を参照ください。

1.3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

令和2年度末現在の資産残高は、877億42百万円であり、前年度末比1億21百万円の増となっております。これは、民間出えん金での投資有価証券購入による16億24百万円の増、長期性預金の償還による8億14百万円の減、減価償却による有形固定資産帳簿価額の減5億88百万円が主な要因です。

負債残高は、58億8百万円であり、前年度末比2億64百万円の増となっております。これは、資産取得に伴う資産見返運営費交付金9億10百万円の増、運営費交付金債務の収益化による5億39百万円の減が主な要因です。

令和2年度末の純資産残高は、819億35百万円であり、前年度末比1億43百万円の減となっております。これは、民間出えん金8億3百万円の増、資本剰余金の6億96百万円の増、利益剰余金の4億49百万円の増、減価償却相当累計額20億69百万円の減が主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和2年度の行政コストは、114億35百万円であり、前年度比26億38百万円の減となっております。これは、業務費10億77百万円の減、一般管理費4億77百万円の減、臨時損失10億9百万円の減が主な要因です。

(3) 損益計算書

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、文部科学省からの「主催事業の中止及び団体の受入れの停止について」（令和2年3月21日 事務連絡）の要請や全国各地への「緊急事態宣言」の発令、その他各教育施設の所在する都道府県等からの要請等に

より全教育施設にて延1,540日間の休館を行っております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による利用団体側からのキャンセル等も合わせ、推定で約320万人の利用が減少しております。

経常収益は、86億62百万円であり、前年度比22億3百万円の減となっております。これは、利用者の減少に伴い事業収益が大幅な減収となったことが主な要因です。

経常費用は、93億32百万円であり、前年度比15億56百万円の減となっております。これは、全教育施設において一定期間における利用団体の受け入れ停止や教育事業の中止等を踏まえ、光熱水料等の削減や超過勤務の抑制などの取組を行ったことが主な要因です。

この結果、経常利益は、△6億70百万円であり、前年度比△6億47百万円の減少となっております。これは、事業収益の大幅減に対して、光熱水料や事業費、超過勤務等の人件費の削減を実施したものの、外部委託費等の固定的支出が発生したため、支出超過となったことが主な要因です。

当期総利益は、4億49百万円となっております。これは、子どもゆめ基金における助成活動や、国際交流事業の中止により、支出が大幅減となったことなどに伴い発生した運営費交付金債務残高11億19百万円について、中期目標期間の最後の事業年度であったことから全額収益化し、経常利益△6億70百万円を相殺したことが主な要因です。

#### (4) 純資産変動計算書

令和2年度末の純資産残高は、819億35百万円であり、前年度末比1億43百万円の減となっております。これは、民間出えん金8億3百万円の増、資本剰余金の6億96百万円の増、利益剰余金の4億49百万円の増、減価償却相当累計額20億69百万円の減が主な要因です。

#### (5) キャッシュ・フロー計算書

業務活動により得られた資金は、16億22百万円であり、前年度比15億79百万円の増となっております。これは、原材料、商品又はサービスの購入による支出17億32百万円の減、事業収入13億91百万円の減、運営費交付金収入10億85百万円の増が主な要因です。

投資活動により使用した資金は、22億39百万円であり、前年度比18億72百万円の増となっております。これは、有形固定資産・無形固定資産の取得による支出20億54百万円の増が主な要因です。

財務活動により得られた資金は、7億14百万円であり、前年度比2百万円の減となっております。

### 1.4. 内部統制の運用に関する情報

#### (1) 内部統制の充実・強化に関する状況

当機構では、定期的に会議等を開催することにより、理事長が内部統制の現状及び課題等を把握し対応しています。

具体的には、以下のような体制を活用しています。

##### ① 理事長及び理事による定例情報交換・報告会議

理事長及び理事が、機動的に業務の進捗状況の把握、意思決定等を行うため、情報交換・報告等により、組織運営の戦略等を検討しています。

## ② 機構連絡会

理事長、理事、本部部課長等が出席する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項について情報共有や業務報告等を行っています。

## ③ 機構会議

理事長、役員、教育施設所長、本部部課長等が出席する機構会議を設置し、定期的に機構の運営方針、事業方針等を理事長が具体的に指示し、周知徹底を図っています。

## (2) 監査機能の強化

監事は、監査室や会計監査人と連携しながら、機構の業務を監査しています。

監事は、監査の計画から実施・報告の過程について把握するとともに、役員会議や機構会議並びに運営諮問委員会、機構評価委員会、契約監視委員会等の重要な会議等に参加し、機構が中期目標・計画に基づき実施する業務全般について把握しています。さらに、理事長や役員と意見交換を行い、マネジメントが的確であるか確認を行っています。

令和2年度は、4か所の教育施設で監事監査を行い、監事監査では、監事監査指針（平成26年12月独立行政法人、特殊法人等監事連絡会了承）を参考にしつつ、中期目標・計画に基づく運営や事業の方針等の周知、業務の進捗・改善などの状況について、所長へのヒアリングや次長をはじめとする他の職員との意見交換等を通じて監査を行いました。

監事監査において把握した改善点等は、監査報告に記載し、役員会議等で定期的に指摘しています。

## (3) 契約監視委員会

契約について、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、当機構の契約状況の点検及び見直しを行い、契約の透明性、公正性を図っています。

## (4) 資金管理委員会

資金等の運用及び管理について、資金管理委員会を設置し、資金等の運用実績及び預託先金融機関の経営状況等の報告を行うことにより、資金等の運用状況を監視し、的確に把握するとともに、資金等の管理・運用方法などについて、理事長に意見を述べています。

## (5) 保有資産等利用検討委員会

保有資産について、保有資産等利用検討委員会を設置し、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用に関して、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図っています。

## 15. 法人の基本情報

### (1) 沿革

昭和34年	4月	国立中央青年の家設置
昭和38年	7月	国立阿蘇青年の家設置
昭和39年	12月	国立磐梯青年の家設置
昭和40年	4月	文部省所管の特殊法人オリンピック記念青少年総合センター設置
昭和40年	10月	国立大雪青年の家設置

昭和 42 年 6 月	国立江田島青年の家設置
昭和 44 年 4 月	国立淡路青年の家設置
昭和 45 年 4 月	国立赤城青年の家設置
昭和 46 年 4 月	国立能登青年の家設置
昭和 47 年 5 月	国立岩手山青年の家設置
昭和 48 年 4 月	国立大洲青年の家設置
昭和 49 年 4 月	国立乗鞍青年の家設置
昭和 50 年 10 月	国立室戸少年自然の家設置
昭和 51 年 5 月	国立三瓶青年の家設置
昭和 51 年 10 月	国立那須甲子少年自然の家設置
昭和 52 年 10 月	国立諫早少年自然の家設置
昭和 53 年 10 月	国立花山少年自然の家設置
昭和 54 年 10 月	国立曾爾少年自然の家設置
昭和 55 年 5 月	文部省所管の施設等機関として国立オリンピック記念青少年総合センター設置
昭和 56 年 4 月	国立日高青少年自然の家設置
昭和 57 年 4 月	国立吉備少年自然の家設置
昭和 58 年 4 月	国立立山少年自然の家設置
昭和 59 年 4 月	国立若狭湾少年自然の家設置
昭和 61 年 4 月	国立大隅少年自然の家設置
昭和 63 年 4 月	国立夜須高原少年自然の家設置
平成元年 5 月	国立山口徳地少年自然の家設置
平成 2 年 6 月	国立信州高遠少年自然の家設置
平成 3 年 4 月	国立妙高少年自然の家設置
平成 11 年 12 月	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法（平成 11 年法律第 167 号）、独立行政法人国立青年の家法（平成 11 年法律第 169 号）、独立行政法人国立少年自然の家法（平成 11 年法律第 170 号）成立
平成 13 年 4 月	「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」、「独立行政法人国立青年の家」、「独立行政法人国立少年自然の家」設置
平成 18 年 4 月	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成 18 年法律第 24 号）により、旧青少年教育 3 法人が統合し、「独立行政法人国立青少年教育振興機構」発足

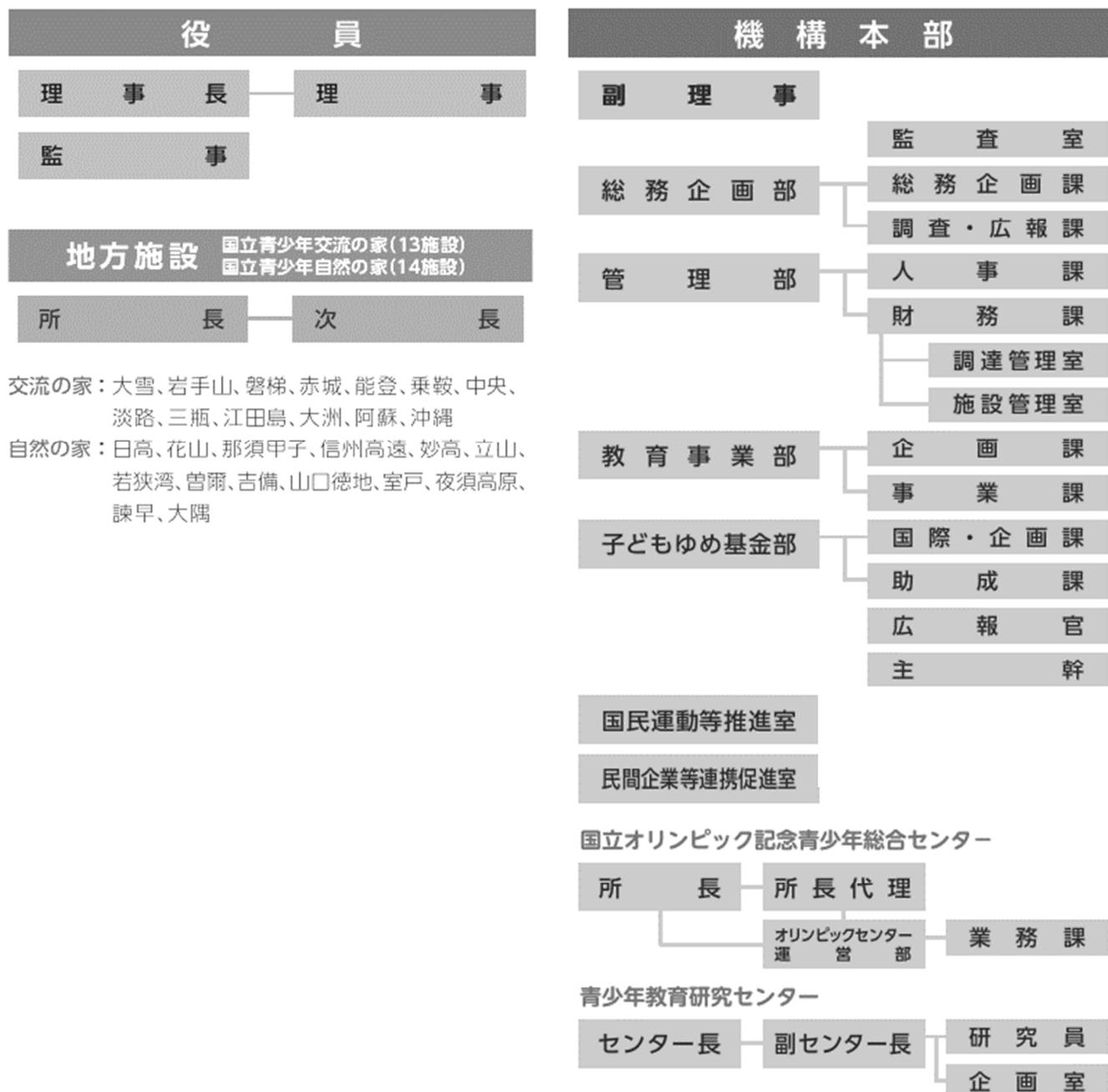
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成 18 年法律第 24 号）

(3) 主務大臣

文部科学大臣（文部科学省総合教育政策局地域学習推進課）

(4) 組織図



(5) 事務所（従たる事務所を含む）

本部：東京都渋谷区代々木神園町3番1号

名称	所在地
国立オリンピック記念青少年総合センター	東京都渋谷区代々木神園町3-1
国立大雪青少年交流の家	北海道上川郡美瑛町字白金温泉
国立岩手山青少年交流の家	岩手県滝沢市後292
国立磐梯青少年交流の家	福島県耶麻郡猪苗代町字五輪原7136-1
国立赤城青少年交流の家	群馬県前橋市富士見町赤城山27
国立能登青少年交流の家	石川県羽咋市柴垣町14-5-6
国立乗鞍青少年交流の家	岐阜県高山市岩井町913-13
国立中央青少年交流の家	静岡県御殿場市中畑2092-5
国立淡路青少年交流の家	兵庫県南あわじ市阿万塩屋町757-39
国立三瓶青少年交流の家	島根県大田市山口町山口1638-12
国立江田島青少年交流の家	広島県江田島市江田島町津久茂1-1-1
国立大洲青少年交流の家	愛媛県大洲市北只1086
国立阿蘇青少年交流の家	熊本県阿蘇市一の宮町宮地6029-1
国立沖縄青少年交流の家	沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷2760
国立日高青少年自然の家	北海道沙流郡日高町字富岡
国立花山青少年自然の家	宮城県栗原市花山字本沢沼山61-1
国立那須甲子青少年自然の家	福島県西白河郡西郷村大字真船字村火6-1
国立信州高遠青少年自然の家	長野県伊那市高遠町藤沢6877-11
国立妙高青少年自然の家	新潟県妙高市大字関山6323-2
国立立山青少年自然の家	富山県中新川郡立山町芦峯寺字前谷1
国立若狭湾青少年自然の家	福井県小浜市田島区大浜
国立曾爾青少年自然の家	奈良県宇陀郡曾爾村太良路1170
国立吉備青少年自然の家	岡山県加賀郡吉備中央町吉川4393-82
国立山口徳地青少年自然の家	山口県山口市徳地船路668
国立室戸青少年自然の家	高知県室戸市元乙1721
国立夜須高原青少年自然の家	福岡県朝倉郡筑前町三箇山1103
国立諫早青少年自然の家	長崎県諫早市白木峰町1109-1
国立大隅青少年自然の家	鹿児島県鹿屋市花里町赤崩

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

関連公益法人等は、当機構の委託先である公益財団法人文字・活字文化推進機構です。

※詳細につきましては、財務諸表の附属明細書を参照ください。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
資産	88,397	87,763	86,639	87,621	87,742
負債	3,417	3,533	3,649	5,544	5,808
純資産	84,980	84,230	82,990	82,077	81,935
行政コスト	-	-	-	14,073	11,435
経常費用	11,676	10,984	10,677	10,888	9,332
経常収益	11,675	10,984	10,677	10,866	8,662
当期総利益	0	0	0	▲ 23	449

(注) 行政コストは、会計基準の改訂に伴い令和元年度から適用されています。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
運営費交付金	8,554
事業収入等	1,399
施設整備費補助金	873
計	10,825
支出	
業務経費	4,288
一般管理費	5,664
施設整備費補助金	873
計	10,825

② 収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
費用の部	10,868
経常費用	10,868
業務経費	6,933
一般管理費	3,767
減価償却費	168
収益の部	10,868
経常収益	10,868
運営費交付金収益	8,554
事業収入等	1,399
施設費収益	229
引当金見返に係る収益	519
資産見返負債戻入	168

③ 資金計画

(単位：百万円)

区別	合計
資金支出	10,825
業務活動による支出	9,953
投資活動による支出	873
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	10,825
業務活動による収入	9,953
運営費交付金による収入	8,554
事業収入等	1,399
投資活動による収入	873
施設整備費補助金による収入	873
前年度よりの繰越金	0

※詳細につきましては、年度計画を参照ください。

## 16. 参考情報

### (1) 要約した財務諸表の科目の説明

#### ① 貸借対照表

現金及び預金：現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して  
1年以内に期限の到来しない預金を除くもの

その他（流動資産）：引当金見返、未収金等

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具など、長期にわたって  
使用又は利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェアや電話加入権など、長期にわたって使用  
又は利用する無形の固定資産

投資有価証券：投資目的で保有する有価証券

長期性預金：預入期間が1年を超える定期預金

引当金見返：法令等、中期計画等又は年度計画に照らして客観的に財源が  
措置されていると明らかに見込まれる引当金に見合う将来の  
収入（資産）

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された  
運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

未払金：未払債務のうち1年以内に支払期限が到来するもの

その他（流動負債）：預り寄附金、預り金等

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用  
又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金、退職給付  
引当金及び環境対策引当金が該当

資産見返負債：中期計画の想定範囲内で運営費交付金により、又は寄附者の  
意図等に従い寄附金により償却資産を取得した場合などに  
計上される負債

資本金：政府からの出資金であり、独立行政法人の会計上の  
財産的基礎を構成するもの

資本剰余金：国から交付された施設費や寄附金等を財源として取得した  
資産で独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

#### ② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

その他行政コスト：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得  
した資産の減少に対応するものであり、独立行政法人の  
実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

### ③ 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

一般管理費：独立行政法人の管理に要した費用

財務費用：利息の支払に要する経費

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した金額

自己収入等：事業収入、受託収入、寄附金収益など

その他（経常収益）：雑益等

臨時損失：令和元事業年度に計上した環境対策引当金見返の戻入

臨時利益：令和元事業年度に計上した環境対策引当金の戻入益、運営費交付金精算収益化額（中期目標期間終了時における、未使用の運営費交付金債務の残額を全額収益化したもの）

当期総利益：独立行政法人通則法第44条の利益処分の対象となる利益であって、独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

### ④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

その他（当期変動額）：固定資産の取得、出えん金の受け入れ

※当期変動額のうち、その他行政コストは「②行政コスト計算書」を、当期総利益は「③損益計算書」を参照ください。

### ⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る

資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行

われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：民間出えん金の受入による収入、リース

債務の返済による支出が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

◆ ホームページ

https://www.niye.go.jp/

機構のご案内や各イベントの募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

